（公印省略）

神健保医第980号

令和４年10月17日

関係団体、医療機関　各位

神戸市保健所長　楠　信也

医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う  
「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について（依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

会員、職員等関係者に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和4年9月27日付　厚生労働省医政局地域計画課事務連絡　別添のとおり

２　概要

本年10月1日に施行された医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の12第2項の規定に基づく「特別措置病室」の使用に関し、先にお知らせした「「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について」（令和４年６月17日付医政発0617第２号　厚生労働省医政局長通知）において、追って周知する予定とされていた「関係学会等が作成するガイドライン」が次のとおり作成されたもの。

特別措置病室に係る基準、管理・運用及び行動規範に関するマニュアル（2022年10月、日本医学放射線学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・日本神経内分泌腫瘍研究会・日本内分泌学会・日本放射線技術学会・日本放射線腫瘍学会） 別添のとおり

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp